

第4章 地域別構想

1. 地域区分

本計画の地域別構想のベースとなる地域区分については、本マスタープランの上位計画と位置づけられる「新市建設計画」や「南島原市総合計画」の方針を受け、より具体的な施策を示すためにも、それらの計画の地域区分と合わせて設定します。

本マスタープランにおいては、旧8町を次の4つの地域にまとめ、それぞれの資源や個性を活かした魅力あるまちづくりのベースとします。

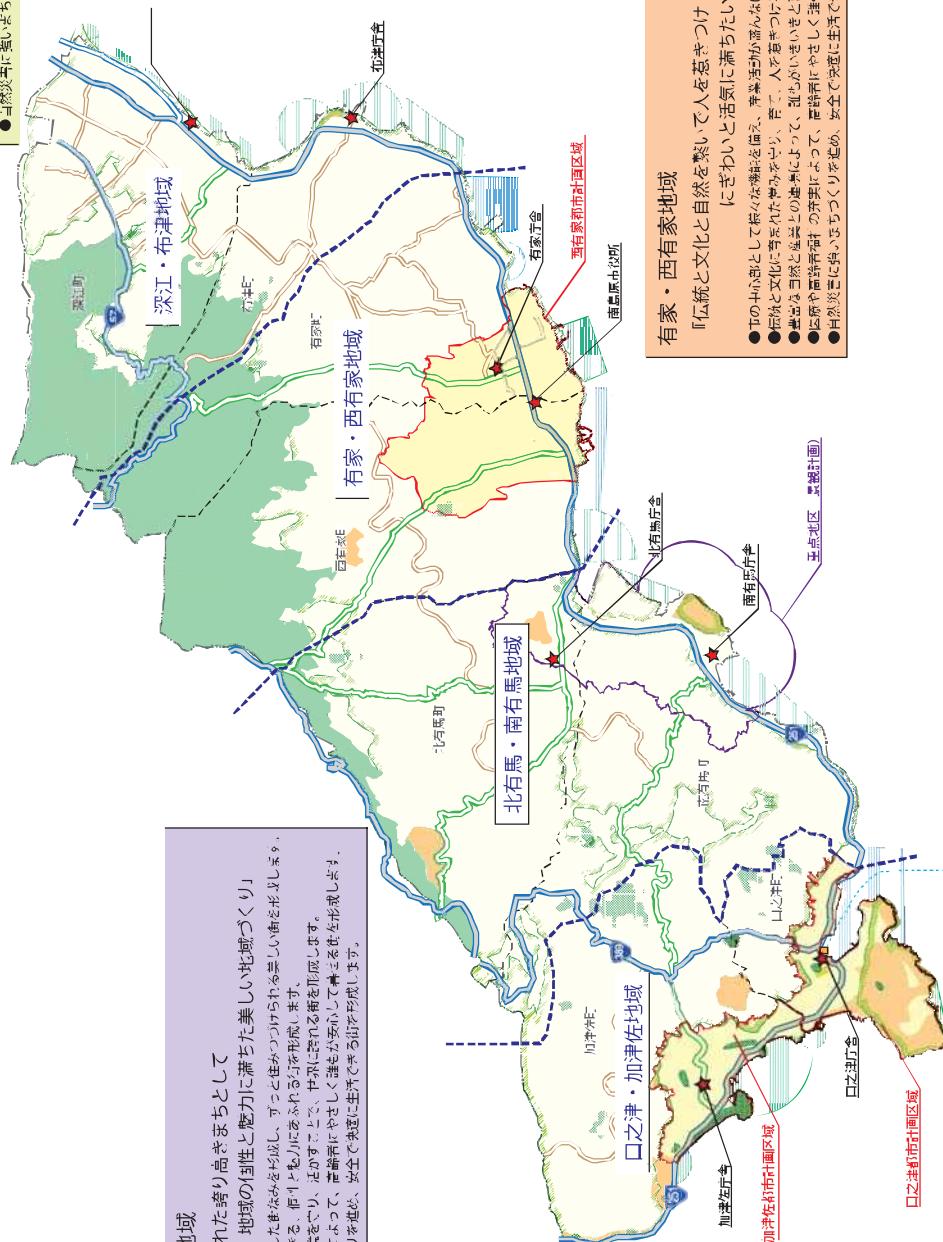
- 深江町+布津町 ⇒ 深江・布津地域
- 有家町+西有家町 ⇒ 有家・西有家地域
- 北有馬町+南有馬町 ⇒ 北有馬・南有馬地域
- 口之津町+加津佐町 ⇒ 口之津地・加津佐域

□地域別構想地域区分図



地域別の基本理念

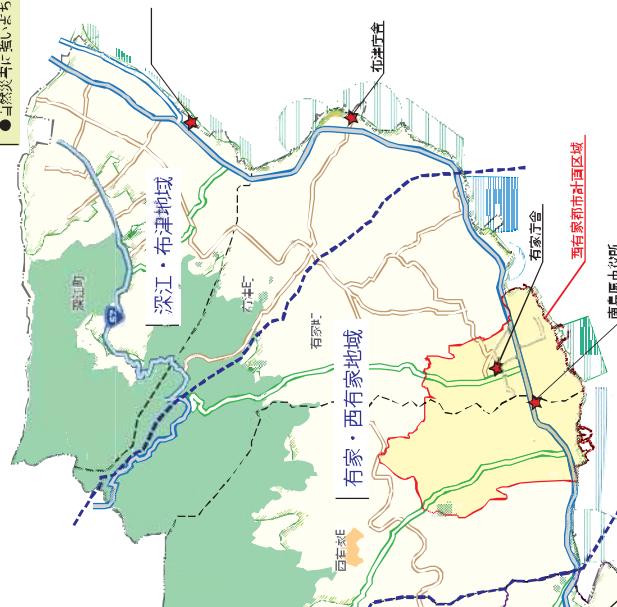
北有馬・南有馬地域
 「歴史と文化に育まれた誇り高きまちとして
 地域の活性と魅力に満ちた美しい七郷づくり」
 ●地図の歴史や文化と調和した街並みを保つ、古里ともいわれる街並みが形成されています。
 ●歴史と古くから切り離れていた街並みをつなぎ、正門通りで、せんべりの街並みを形成します。
 ●自然災害に備え、防災づくりを進め、安全で快適な街並みを形成します。



口之津・加津佐地域
 「豊かな自然と美しい黒綿の宝町として
 多くの風景と共に、さまざまな風光明媚な地域づくり」
 ●既存の伝統的な木造として、歴史ある姿を保つか、多様な連携、交流をもたらす風景を形成します。
 ●美しい自然資源と美しい農業と手工艺、そして、地区的特産物を活用した人気の高い街を形成します。
 ●また、消費生活を示すかたちで農業の生産化により、「やさしい」おもてなしを形成します。
 ●医療や介護施設などによって、高齢者層にやさしく、安心で快適に生活できる街を作成します。
 ●自然災害にいち早く立ち入りを進め、安全で快適な街並みを形成します。

深江・布津地域

「豊かな資源と多面的に特産品を多面的につなぎ
 ゆとりと潤いのある快適住む地域づくり」
 ●豊かな資源と共に恵みあふれた地域特性を活かし、生活活動が盛んな街を目指します。
 ●シーハークを中心とした多くの商業施設によって、多くの人々が交流する街を作ります。
 ●市内に、行政の改革や、医療や介護施設などによって、地域が安心して暮らせる街を形成します。
 ●当然災害にいち早く立ち入りを進め、安全で快適な生活ができる街を形成します。



有家・西有家地域
 「伝統と文化と自然を楽しんでいきをつける地域づくり」
 ●下の山形として様々な機能を備え、音楽や芸能などに適した場所です。
 ●伝統と文化による伝統行事を形成します。
 ●自然災害による災害による危機感を形成します。
 ●自然災害にいち早く立ち入りを進め、安全で快適に生きてくれる街を形成します。



2. 深江・布津地域まちづくり方針

2-1 地域特性と地域ニーズ

(1) 地域特性

深江・布津地域は、島原市に隣接し、雲仙普賢岳に最も近接した地域です。産業活動や通勤・通学における島原市との結びつきが非常に強く、工業、農業、漁業の産業活動が盛んな地域です。

有明海から緩やかに傾斜する平野部では、温暖な気候に恵まれた県内有数の農業地帯が広がっています。

市街地は、漁港や廃線前の駅を中心に形成され、古くに繁栄した面影が残っていますが、現在は国道沿いの郊外店舗の立地や鉄道廃線などの影響によって商業の衰退が進んでおり、新たな産業振興への転換や既成市街地の整備が求められます。

□地域別構想地域区分図



道の駅みずなし本陣ふかえ



平野部の田園集落地



キリストン墓碑

2-2 地域別まちづくり方針

(1) 地域づくりの基本理念

深江・布津地域は、普賢岳に最も近接する地域であり、島原市との一体的な市街地を形成しているため、様々な産業活動に適したまちです。

平野部で収穫される農産物や有明海の魚介類等の地場産品など、豊富な特産品に恵まれた地域特性を活かし、ジオパークを活用した多面的な産業振興が求められています。

しかし、一方で普賢岳の噴火被害も記憶に浅いことから、防災面に対する取組みも必要とされる地域です。

このような多様な地場産品を多面的につなぐ新たな産業振興を推進し、ゆとりと潤いのある地域づくりを進めるため、以下のような基本理念を設します。

『ジオパークの豊富な資源と特産品を多面的につなぎ
ゆとりと潤いのある快適居住の地域づくり』

【基本方針】

- 豊富な資源と特産品に恵まれた地域特性を活かし、産業活動が盛んな街を形成します。
- ジオパークを活かした多面的な産業振興によって、多くの人々が交流する街を形成します。
- 市街地内の居住環境の改善を図り、ゆとりと潤いのある居住性に優れた街を形成します。
- 医療や高齢者福祉の充実によって、高齢者にやさしく誰もが安心して暮せる街を形成します。
- 自然災害に強いまちづくりを進め、安全で快適に生活できる街を形成します。

(2) 土地利用の方針

- ・ 深江庁舎周辺、布津庁舎周辺に形成する地区生活拠点は、市民の日常生活を支えるにぎわいのある近隣商業・業務地の形成を図り、生活サービス機能が充足した拠点を創出します。
- ・ 国道251号沿道は、漁港周辺に形成された工業集積と併せて、特産品を使った加工産業や流通産業などの新たな企業立地を目指し、雇用と活力を生む場となる適正な工業集積地を形成します。さらに、特産品や地場産品を販売するための市場や市内の地域資源をPRする観光案内施設の充実に努め、ジオパークを活用した観光を推進します。
- ・ 深江町の国道57号沿道及び布津町の雲仙グリーンロード沿道の工業拠点においては、既存の工業集積と併せて、沿道の大規模空閑地を活用した工業集積を図ります。
- ・ 深江漁港及び布津漁港、貝崎漁港周辺は、水産流通拠点として、水産業や水産加工業、流通業などの集積強化及び交通結節機能の強化を推進します。
- ・ 住宅地は、生活道路や公園などの都市施設の充実、地域住民が安全で快適に生活できる居住環境の形成を推進します。
- ・ 小学校などの統合によって廃校となった公共施設等の跡地については、早急な土地活用を図るために、事前の対策について検討を進めます。
- ・ 農地と集落が共生する地域は、緑豊かな田園風景と調和した田園集落として、農地との一体的な保全を推進します。
- ・ 平野部に広がる豊かな農産物を育む優良農地は、美しい景観を構成する畠地などを有するため、市街地形成との調和を図りつつ積極的に保全します。
- ・ まとまった自然環境（雲仙天草国立公園、県立自然公園など）は、地域風土を育む本市の貴重な財産であり、貴重な自然環境として保全します。

(3) 都市施設整備の方針

(交通施設)

- ・地域高規格道路は、本地域の観光振興及び産業活動の活性化を図る上で非常に重要な道路となることから、国や県に対する整備の働きかけを推進します。
- ・国道251号は、道路機能の向上を図るとともに、バスなどの公共交通による連絡強化に努め、道路沿道の土地活用を推進します。
- ・国道57号は、雲仙市や島原市との都市間レベルの広域移動を主とした広域幹線道路を形成し、円滑な交通処理を行うための整備を推進します。
- ・県道雲仙深江線、雲仙グリーンロードは、住民の日常生活における移動を円滑にするため、道路幅員の確保や歩道整備を推進します。
- ・その他の幹線道路は、地域住民の生活に身近な活道路として、道路幅員の確保や歩道整備を推進します。
- ・まとめた市街地を形成する住宅地内は、産業活動や市民生活の質の向上や、災害時のライフラインを確保するため、道路整備と併せて、情報通信基盤の整備を公民協働で推進します。
- ・漁港集落などの住宅密集地では、居住性の向上を図るため、細街区の拡幅整備を推進します。
- ・都市連携軸や地域幹線道路は、歩道や自転車道の整備により、歩行者空間の確保に努め、高齢者や障がい者、子どもが安心して歩ける道路の整備を推進します。
- ・路線バスが運行していない地域に対しては、地区生活拠点を中心として、コミュニティバスの導入などを検討し、公共交通の確保に努めます。
- ・本地域の都市連携軸及び広域幹線道路は、土砂災害や雲仙普賢岳の噴火などに対応できるよう防災性の向上に努めます。
- ・災害時における陸路以外の交通手段が必要となるため、各漁港からの海路、主要公共施設でのヘリポート整備による空路確保など、避難経路の整備を推進します。

(公園・緑地等)

- ・観光拠点は、観光・レクリエーション施設の適切な管理と活用により、個性を活かした拠点の魅力向上を推進します。
- ・住宅地内では、地域住民の憩いや語らいの場として、身近な公園やポケットパーク、緑道等の整備を推進します。
- ・ふかえ桜パークは、地域住民の憩いの空間としての施設の充実を図り、災害時の市民の避難場所として、防災機能を充実しつつ、施設の維持管理について地域住民との協力体制を図りながら適正な管理に努めます。
- ・観光拠点やレクリエーション拠点は、歩行者・自転車ネットワーク軸や河川環境軸による連携強化によって、まちの魅力向上を推進します。

(河川・下水道等)

- ・深江川などの住宅地内の河川は、大雨時の浸水被害などの災害防止に努めつつ、治水面にも配慮しながら、歩行者空間の確保や河川環境を整備します。
- ・水無川は、土石流の発生に備えた堤防や砂防の維持・充実に努めます。
- ・住宅地・集落地は、住宅地内を中心として快適かつ衛生的な生活環境の保全、公共用水域の水質保全のため、下水道の整備や浄化槽の設置を推進します。

(4) 都市環境・自然環境の方針

(市街地環境形成)

- ・深江庁舎周辺、布津庁舎周辺に形成する地区生活拠点は、市民の日常生活を支えるにぎわいのある近隣商業・業務地の形成を図り、生活サービス機能が充足した拠点を創出します。
- ・みずなし本陣ふかえなどの観光拠点を活用し、特産品や地場産品を販売するための市場や市内の地域資源をPRする観光案内施設の充実に努め、ジオパークを活用した観光を推進します。
- ・深江川は、海岸線と市街地とを結ぶ河川環境軸を形成し、自然を活かした安らぎのある居住環境の創出を推進します。
- ・既存の公共施設等は、維持管理の効率化を図るため、長寿命化への取組みを推進します。
- ・近年の地域人口の減少に伴って、空き家が数多く発生している状況にあり、空き家の再生に向けた土地や建物等の利用促進に努めます。
- ・地域全体では、観光マップの作成や観光サインの設置など、観光客にやさしい環境づくりを推進します。また、農産物の販売を目的とする施設の整備や特産品を使った加工産業の発展を推進します。

(安全安心な都市づくり)

- ・国道251号、国道57号は、かけ崩れや噴火などの自然災害に対応するため、道路の防災性の向上を推進します。
- ・幹線道路は、災害発生時のライフラインを確保するため、情報通信基盤等の整備を推進し、生活道路は、歩車道の分離、歩道部の段差の解消、自転車通行帯の確保などを進め、交通危険箇所の改善や交通安全施設の整備による安全・安心な道路空間の提供を推進します。
- ・小・中学校は、校舎等建築物の耐震診断や耐震改修を実施するとともに、トイレの改善、段差の解消など、避難所として安全で快適に使用できる施設整備を推進します。
- ・公共公益施設は、老朽化した施設の修繕・建替え等の推進や誰もが利用しやすい施設整備の推進を図るとともに、防災性に優れた避難所としての機能の充実を推進します。
- ・雲仙普賢岳の火山活動の経過を観察し、円滑な避難を行うための準備を充実させるとともに、防災施設等の整備を推進します。
- ・現在指定されている避難場所は、地震発生による津波被害を考慮したものではないため、様々な災害に対応できる新たな防災マップの作成を推進します。
- ・地域全体では、河川の改修等による排水能力の向上や調整池の設置などにより、総合的な洪水及び浸水災害の防止を推進します。また、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などの位置や災害時避難場所などを市民に伝えるため、防災マップの普及・啓発を推進します。

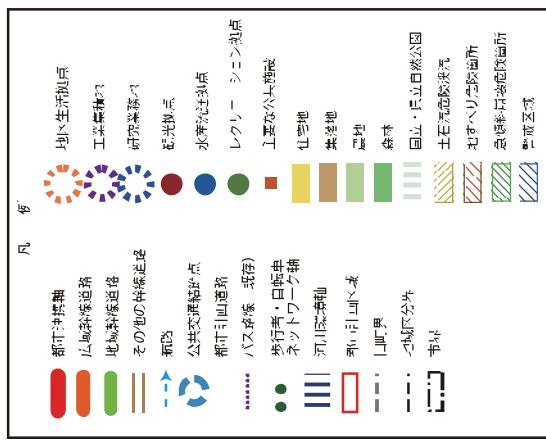
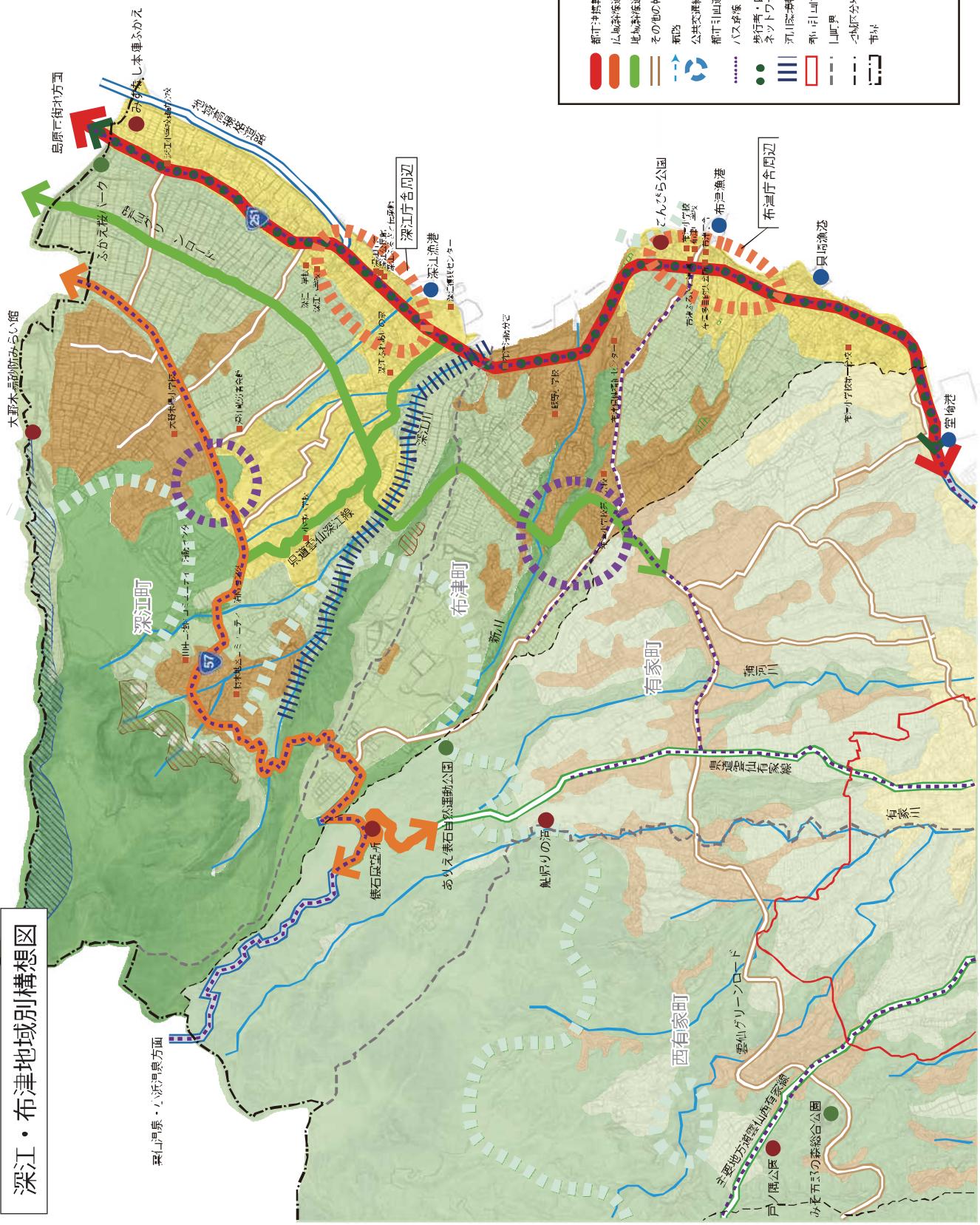
(自然環境形成)

- ・山間地に広がる豊富な緑地は、水源かん養や多様な生物の生息等に資する貴重な自然環境として保全を推進します。また、自然とふれあえる滞在型のグリーンツーリズムやブルーツーリズムにより、観光客や市民の自然体験型レクリエーション空間としての活用を推進します。
- ・平野部の優良農地は、農業施策との連携により積極的に保全します。
- ・遊休農地は、市民農園や体験農業の場、新たな農業従事者の育成支援などへの活用、農地としての維持を推進します。

(5) 景観形成の方針

- ・地区生活拠点においては、市民や来街者が親しみやすい秩序ある景観づくりを推進します。
- ・観光拠点は、環境整備や誘導サインなどの整備を行い、施設利用を推進します。
- ・雲仙普賢岳をはじめとする山や有明海への雄大な眺望景観は、積極的な保全・形成を推進します。
- ・雲仙普賢岳の裾野に広がる平野部の優良農地は、その保全を図るため、第1次産業・第3次産業の連携による生産性の確保によって農地の維持・保全を推進します。
- ・商業施設の立地が進む主要幹線道路沿道は、建築物や屋外広告物に関するルールの導入により、秩序ある沿道景観の誘導を推進します。
- ・地域全体では、沿道景観の向上や都市防災、主要幹線道路の電線類地中化や街路樹等の整備による良好な沿道景観の形成を推進し、主要な観光ルート上における誘導サインの設置、眺望・展望箇所等の整備の充実を進めます。また、道路や河川、公園などにおける市民や事業者の清掃活動等を支援し、協働による身近な景観づくりの活動を推進します。

深江・布津地域別構想図



3. 有家・西有家地域まちづくり方針

3-1 地域特性と地域ニーズ

(1) 地域特性

有家・西有家地域は、4地域の中で最も人口の多い地域であり、そうめん産業や商工業、農業、漁業など様々な産業活動が盛んな地域で、市役所周辺の中心拠点は最も都市機能が集積する場所となっています。

一方、市街地内は、「庄屋の町」として古くから栄えた歴史ある街並みを有しており、酒蔵や手延べそうめん製造蔵などが点在する伝統と文化に育まれた魅力高いまちとして、住民や商業者、企業が一体となって町おこしに取組んでいます。

□地域別構想地域区分図



国道251号沿い



蔵のある街並み



須川港周辺の住宅地

3-2 地域別まちづくり方針

(1) 地域づくりの基本理念

有家・西有家地域は、本市の中心的な役割を有する地域であり、様々な都市機能が集積し、手延べそうめん製造や酒蔵などの伝統と文化に育まれた魅力高いまちです。

また、周辺地域の豊富な自然を市街地や産業と結びつけることで、観光客や近隣市町からの来街者を惹きつける市街地を形成し、にぎわいと活気に満ちた地域づくりを進めていくことが求められます。

このような伝統と文化に育まれた市街地の維持を図るとともに、これらを活かした地域づくりを進めるため、以下のような基本理念を設定します。

『伝統と文化と自然を繋いで人を惹きつけ
にぎわいと活気に満ちたいきいき暮らせる地域づくり』

【基本方針】

- 市の中心部として様々な機能を備え、産業活動が盛んなにぎわいのある拠点を形成します。
- 伝統と文化に育まれた営みを守り、育て、人を惹きつける魅力ある街を形成します。
- 豊富な自然と産業との連携によって、誰もがいきいきと暮らせる街を形成します。
- 医療や高齢者福祉の充実によって、高齢者にやさしく誰もが安心して暮らせる街を形成します。
- 自然災害に強いまちづくりを進め、安全で快適に生活できる街を形成します。

(2) 土地利用の方針

- ・市役所から有家庁舎周辺に形成する中心拠点は、商業・業務等の様々な都市機能の集積を図るとともに、主要な公共サービス機能を集約させ、にぎわいのある商業・業務地を形成することで、多くの人々が訪れる市の中心拠点を創出します。
- ・西有家町の国道251号沿道は、漁港周辺に形成された工業集積と併せて、特産品を使った加工産業や流通産業などの新たな企業立地を目指し、雇用と活力を生む場となる適正な工業集積地を形成します。
- ・須川港周辺は、水産流通拠点として、水産業や水産加工業、流通業などの集積強化及び交通結節機能の強化を推進します。
- ・住宅地は、生活道路や公園などの都市施設の充実、地域住民が安全で快適に生活できる居住環境の形成を推進します。
- ・土地区画整理事業によって形成された風呂川住宅地は、地区計画等による良好な市街地環境の維持に努めます。
- ・小学校などの統合によって廃校となった公共施設等の跡地については、早急な土地活用を図るために、事前の対策について検討を進めます。
- ・農地と集落が共生する地域は、緑豊かな田園風景と調和した田園集落として、農地との一体的な保全を推進します。
- ・豊かな農産物を育む優良農地は、美しい景観を構成する棚田などを有するため、市街地形成との調和を図りつつ積極的に保全します。
- ・まとまった自然環境（市街地周辺の森林や雲仙天草国立公園、県立自然公園など）は、地域風土を育む本市の貴重な財産であり、貴重な自然環境として積極的に保全します。

(3) 都市施設整備の方針

(交通施設)

- ・地域高規格道路は、本地域の観光振興及び産業活動の活性化を図る上で非常に重要な道路となることから、国や県に対する整備の働きかけを推進します。
- ・国道251号は、道路機能の向上を図るとともに、バスなどの公共交通による連絡強化に努め、道路沿道の土地活用を推進します。
- ・国道57号、主要地方道雲仙西有家線、県道雲仙有家線は、雲仙市や島原市との都市間レベルの広域移動を主とした広域幹線道路を形成し、円滑な交通処理を行うための整備を推進します。
- ・雲仙グリーンロードは、住民の日常生活における移動を円滑にするため、道路幅員の確保や歩道整備を推進します。
- ・その他の幹線道路は、地域住民の生活に身近な活道路として、道路幅員の確保や歩道整備を推進します。
- ・まとまった市街地を形成する住宅地内は、産業活動や市民生活の質の向上や、災害時のライフラインを確保するため、道路整備と併せて、情報通信基盤の整備を公民協働で推進します。
- ・漁港集落などの住宅密集地では、居住性の向上を図るため、細街区の拡幅整備を推進します。
- ・都市連携軸や地域幹線道路は、歩道や自転車道の整備により、歩行者空間の確保に努め、高齢者や障がい者、子どもが安心して歩ける道路の整備を推進します。
- ・有家バス停は、バスなどの運行本数の充実や乗換利便性の向上を働きかけ、駐車場・駐輪場の整備によって公共交通の利用を促進します。
- ・災害時における陸路以外の交通手段が必要となるため、口之津港や各漁港からの海路、主要公共施設でのヘリポート整備による空路確保など、避難経路の整備を推進します。

(公園・緑地等)

- ・観光拠点は、観光・レクリエーション施設の適切な管理と活用により、個性を活かした拠点の魅力向上を推進します。
- ・住宅地内では、地域住民の憩いや語らいの場として、身近な公園やポケットパーク、緑道等の整備を推進します。
- ・みそ五郎の森総合公園やマリンパークあるいは、地域住民の憩いの空間としての施設の充実を図り、災害時の市民の避難場所として、防災機能を充実しつつ、施設の維持管理について地域住民との協力体制を図りながら適正な管理に努めます。
- ・観光拠点やレクリエーション拠点は、歩行者・自転車ネットワーク軸や河川環境軸による連携強化によって、まちの魅力向上を推進します。

(河川・下水道等)

- ・有家川や蒲河川などの住宅地内の河川は、大雨時の浸水被害などの災害防止に努めつつ、治水面にも配慮しながら、歩行者空間の確保や河川環境を整備します。
- ・住宅地・集落地は、住宅地内を中心として快適かつ衛生的な生活環境の保全、公共用水域の水質保全のため、下水道の整備や浄化槽の設置を推進します。

(4) 都市環境・自然環境の方針

(市街地環境形成)

- ・中心拠点は、本市の中心となる場所として、市の玄関口にふさわしい交流空間の確保を推進します。さらに、特産品や地場産品を販売するための市場や市内の地域資源をPRする観光案内施設の充実に努め、ジオパークを活用した観光を推進します。
- ・蔵のあるまちなみは、有家地区の古い蔵を中心としたまちなみの魅力を実感できる回遊ルート・回遊拠点づくりを推進します。
- ・有家川や蒲河川は、海岸線と市街地とを結ぶ河川環境軸を形成し、自然を活かした安らぎのある居住環境の創出を推進します。
- ・既存の公共施設等は、維持管理の効率化を図るため、長寿命化への取組みを推進します。
- ・近年の地域人口の減少に伴って、空き家が数多く発生している状況にあり、空き家の再生に向けた土地や建物等の利用促進に努めます。
- ・地域全体では、観光マップの作成や観光サインの設置など、観光客にやさしい環境づくりを推進します。また、農産物の販売を目的とする施設の整備や特産品を使った加工産業の発展を推進します。

(安全安心な都市づくり)

- ・国道251号、国道389号は、かけ崩れや噴火などの自然災害に対応するため、道路の防災性の向上を推進します。
- ・小・中学校は、校舎等建築物の耐震診断や耐震改修を実施するとともに、トイレの改善、段差の解消など、避難所として安全で快適に使用できる施設整備を推進します。
- ・公共公益施設は、老朽化した施設の修繕・建替え等の推進や誰もが利用しやすい施設整備の推進を図るとともに、防災性に優れた避難所としての機能の充実を推進します。
- ・幹線道路は、災害発生時のライフラインを確保するため、情報通信基盤等の整備を推進し、生活道路は、歩車道の分離、歩道部の段差の解消、自転車通行帯の確保などを進め、交通危険箇所の改善や交通安全施設の整備による安全・安心な道路空間の提供を推進します。
- ・現在指定されている避難場所は、地震発生による津波被害を考慮したものではないため、様々な災害に対応できる新たな防災マップの作成を推進します。
- ・地域全体では、河川の改修等による排水能力の向上や調整池の設置などにより、総合的な洪水及び浸水災害の防止を推進します。また、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などの位置や災害時避難場所などを市民に伝えるため、防災マップの普及・啓発を推進します。

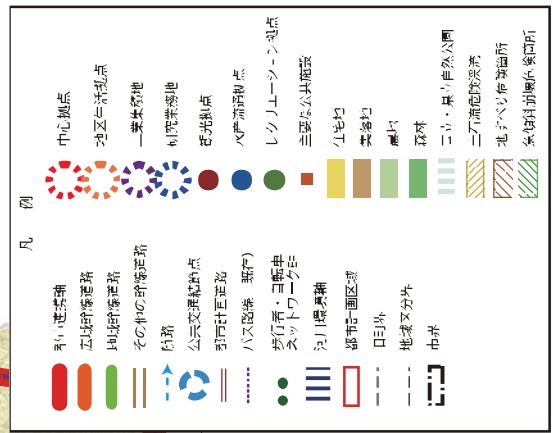
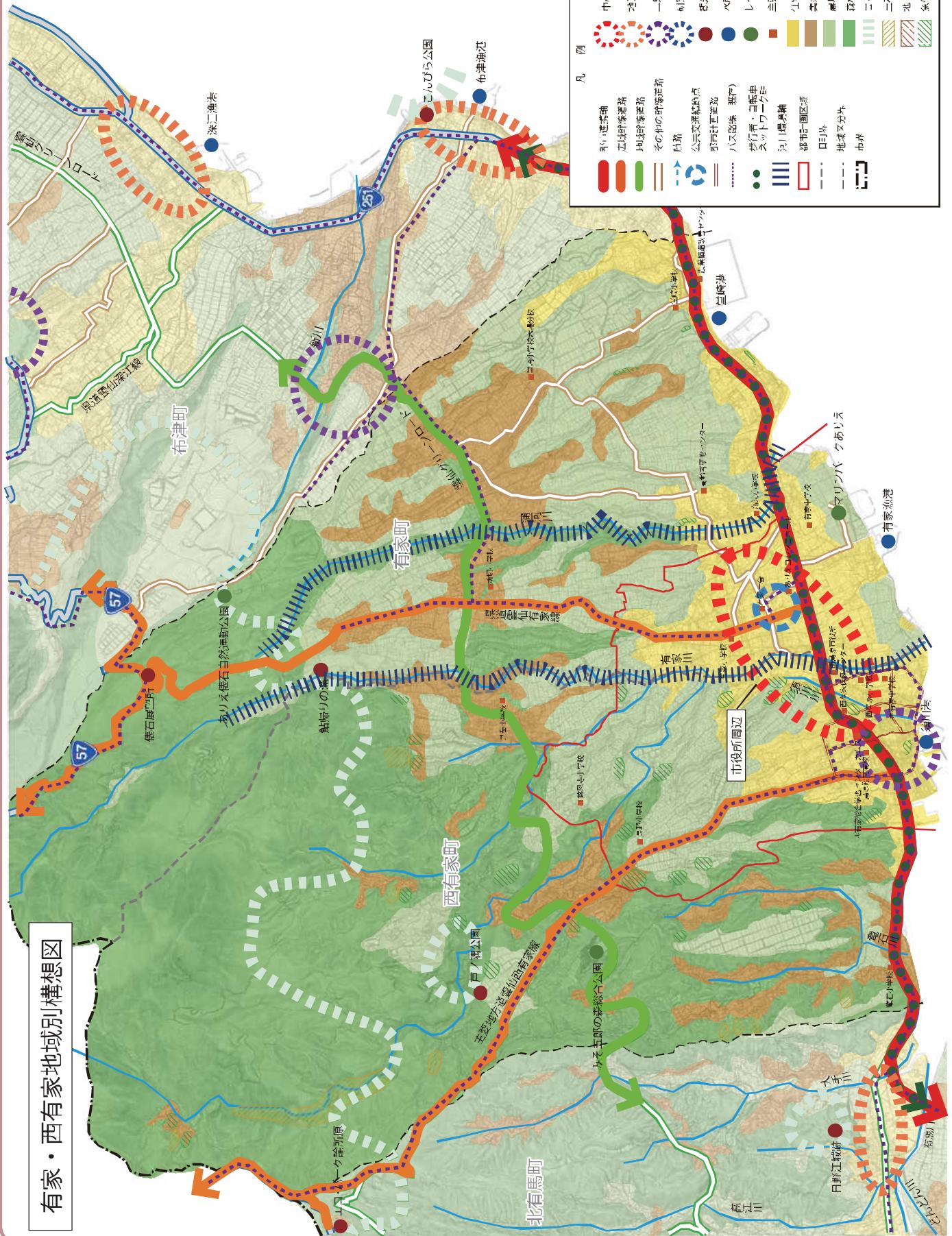
(自然環境形成)

- ・山間地に広がる豊富な緑地は、水源かん養や多様な生物の生息等に資する貴重な自然環境として保全を推進します。また、自然とふれあえる滞在型のグリーンツーリズムやブルー ツーリズムにより、観光客や市民の自然体験型レクリエーション空間としての活用を推進します。
- ・雲仙グリーンロード沿いの棚田や山間農地は、農業施策との連携により積極的に保全します。
- ・遊休農地は、市民農園や体験農業の場、新たな農業従事者の育成支援などへの活用、農地としての維持を推進します。
- ・マリンパークあるいは、水質や砂浜、景観等の自然環境を保全するとともに、観光拠点や市民のレクリエーション空間として活用します。

(5) 景観形成の方針

- ・中心拠点においては、市民や来街者が親しみやすい秩序ある景観づくりを推進するとともに、商店街では賑わいを感じられる歩行者空間の形成を推進します。
- ・蔵のあるまちなみについては、古い蔵や旧家、石垣、レンガ垣、石造物等が残る有家地区において、地区固有の特徴的なまちなみを保全するため、古い建物や工作物の保全・修景を推進します。
- ・雲仙普賢岳をはじめとする山や有明海への雄大な眺望景観は、積極的な保全・形成を推進します。
- ・雲仙岳裾野に広がる畑作地帯、山間に開かれた段々畑や棚田の農地風景は、その保全を図るため、第1次産業・第3次産業の連携による生産性の確保によって農地の維持・保全を推進します。
- ・吉利支丹墓碑やその他の遺跡などの観光拠点は、環境整備や誘導サインなどの整備を行い、一群のものとして来訪者に体験させるための取組みを推進します。
- ・商業施設の立地が進む主要幹線道路沿道は、建築物や屋外広告物に関するルールの導入により、秩序ある沿道景観の誘導を推進します。
- ・地域全体では、沿道景観の向上や都市防災、主要幹線道路の電線類地中化や街路樹等の整備による良好な沿道景観の形成を推進し、主要な観光ルート上における誘導サインの設置、眺望・展望箇所等の整備の充実を進めます。また、道路や河川、公園などにおける市民や事業者の清掃活動等を支援し、協働による身近な景観づくり活動を推進します。

有家・西有家地域別構想図



4. 北有馬・南有馬地域まちづくり方針

4-1 地域特性と地域ニーズ

(1) 地域特性

北有馬・南有馬地域は、4地域の中で最も居住者数の少ない地域ですが、本市の歴史を物語る歴史的資源や観光資源が数多く分布し、世界遺産登録に向けた取組みが進められるなど、市の象徴となるべき地域です。

市街地内の都市機能の集積は、それほど多くはありませんが、歴史資源や自然環境と一体となったまちなみ景観を創出することによって、本市の魅力を最大限に活かした新たな歴史観光ゾーンとして、まちづくりを進めていくことが求められます。

□地域別構想地域区分図



原城跡



谷水棚田



北有馬ふれあい交流広場

4-2 地域別まちづくり方針

(1) 地域づくりの基本理念

北有馬・南有馬地域は、島原半島の歴史を物語る舞台となった場所であり、様々な歴史的資源や観光資源を数多く有し、歴史と文化に育まれた誇り高きまちです。

周辺地域に比べて人口や産業の集積は少ない地域ですが、世界遺産登録を目指している歴史的資源を中心として、地域の個性と魅力を活かした世界に誇れる美しい地域づくりを進めしていくことが求められます。

このように多くの歴史的資源や豊富な自然環境を維持・活用し、地域の魅力を最大限活かした美しいまちづくりを進めるため、以下のような基本理念を設定します。

『歴史と文化に育まれた誇り高きまちとして
地域の個性と魅力に満ちた美しい地域づくり』

【基本方針】

- 地域の歴史や文化と調和した街なみを形成し、ずっと住みつづけられる美しい街を形成します。
- 訪問者が南島原を満喫できる、個性と魅力にあふれる街を形成します。
- 歴史資源や周辺の自然環境を守り、活かすことで、世界に誇れる街を形成します。
- 医療や高齢者福祉の充実によって、高齢者にやさしく誰もが安心して暮せる街を形成します。
- 自然災害に強いまちづくりを進め、安全で快適に生活できる街を形成します。

(2) 土地利用の方針

- ・ 北有馬庁舎周辺、南有馬庁舎周辺の地区生活拠点は、市民の日常生活を支えるにぎわいのある近隣商業・業務地の形成を図り、生活サービス機能が充足した拠点を形成します。
- ・ 原城跡周辺から日野江城跡周辺にかけては、景観形成を推進していく上で特に重点的な取組みが必要な地区であるため、景観計画における重点地区の基準に基づき、美しい街並みを有する拠点形成に向けた取組みを進めます。
- ・ 住宅地は、生活道路や公園などの都市施設の充実、地域住民が安全で快適に生活できる居住環境の形成を推進します。
- ・ 有馬商業高校跡地については、市民の文化・スポーツ活動の拠点となるような場所としての整備推進に努めます。
- ・ この他、小学校などの統合によって廃校となった公共施設等の跡地については、早急な土地活用を図るために、事前の対策について検討を進めます。
- ・ 農地と集落が共生する地域は、緑豊かな田園風景と調和した田園集落として、農地との一体的な保全を推進します。
- ・ 豊かな農産物を育む優良農地は、美しい景観を構成する棚田などを有するため、市街地形成との調和を図りつつ積極的に保全します。
- ・ まとまった自然環境（市街地周辺の森林や雲仙天草国立公園、県立自然公園など）は、地域風土を育む本市の貴重な財産であり、貴重な自然環境として積極的に保全します。

(3) 都市施設整備の方針

(交通施設)

- ・地域高規格道路は、本地域の観光振興や市民生活の行動圏域の拡大を図る上で、非常に重要な道路となることから、国や県に対する整備の働きかけを推進します。ただし、道路の整備経路については、景観面に配慮した検討を行います。
- ・国道251号は、道路機能の向上を図るとともに、バスなどの公共交通による連絡強化に努め、道路沿道の土地活用を推進します。
- ・国道389号、主要地方道小浜北有馬線、主要地方道雲仙西有家線は、雲仙市や島原市との都市間レベルの広域移動を中心とした広域幹線道路を形成し、円滑な交通処理を行うための整備を推進します。
- ・雲仙グリーンロード、県道矢次南有馬線、県道山口南有馬線は、住民の日常生活における移動を円滑にするため、道路幅員の確保や歩道整備を推進します。
- ・その他の幹線道路は、地域住民の生活に身近な活道路として、道路幅員の確保や歩道整備を推進します。
- ・まとまった市街地を形成する住宅地内は、産業活動や市民生活の質の向上や、災害時のライフラインを確保するため、道路整備と併せて、情報通信基盤の整備を公民協働で推進します。
- ・漁港集落などの住宅密集地では、居住性の向上を図るため、細街路の拡幅整備を推進します。
- ・路線バスが運行していない地域に対しては、地区生活拠点を中心として、コミュニティバスの導入などを検討し、公共交通の確保に努めます。
- ・都市連携軸や地域幹線道路は、歩道や自転車道の整備により、歩行者空間の確保に努め、高齢者や障がい者、子どもが安心して歩ける道路の整備を推進します。
- ・災害時における陸路以外の交通手段が必要となるため、各漁港からの海路、主要公共施設でのヘリポート整備による空路確保など、避難経路の整備を推進します。

(公園・緑地等)

- ・観光拠点は、観光・レクリエーション施設の適切な管理と活用により、個性を活かした拠点の魅力向上を推進します。
- ・住宅地内では、地域住民の憩いや語らいの場として、身近な公園やポケットパーク、緑道等の整備を推進します。
- ・北有馬ふれあい交流広場や南有馬運動グラウンドは、地域住民の憩いの空間としての施設の充実を図り、災害時の市民の避難場所として、防災機能を充実しつつ、施設の維持管理について地域住民との協力体制を図りながら適正な管理に努めます。
- ・観光拠点やレクリエーション拠点は、歩行者・自転車ネットワーク軸や河川環境軸による連携強化によって、まちの魅力向上を推進します。

(河川・下水道等)

- ・大手川や田町川などの住宅地内の河川は、大雨時の浸水被害などの災害防止に努めつつ、治水面にも配慮しながら、歩行者空間の確保や河川環境を整備します。
- ・住宅地・集落地は、住宅地内を中心として快適かつ衛生的な生活環境の保全、公共用水域の水質保全のため、下水道の整備や浄化槽の設置を推進します。

(4) 都市環境・自然環境の方針

(市街地環境形成)

- ・地域交流拠点は、市の玄関口にふさわしい交流広場の整備や交通結節点での交流空間の確保を推進します。
- ・大手川や田町川などの河川は、海岸線と市街地とを結ぶ河川環境軸を形成し、自然を活かした安らぎのある居住環境の創出を推進します。
- ・既存の公共施設等は、維持管理の効率化を図るため、長寿命化への取組みを推進します。
- ・近年の地域人口の減少に伴って、空き家が数多く発生している状況にあり、空き家の再生に向けた土地や建物等の利用促進に努めます。
- ・地域全体では、観光マップの作成や観光サインの設置など、観光客にやさしい環境づくりを推進します。また、農産物の販売を目的とする施設の整備や特産品を使った加工産業の発展を推進します。

(安全安心な都市づくり)

- ・国道251号、国道389号及び主要地方道小浜北有馬線、主要地方道雲仙西有家線は、かけ崩れや噴火などの自然災害に対応するため、道路の防災性の向上を推進します。
- ・幹線道路は、災害発生時のライフラインを確保するため、情報通信基盤等の整備を推進し、生活道路は、歩車道の分離、歩道部の段差の解消、自転車通行帯の確保などを進め、交通危険箇所の改善や交通安全施設の整備による安全・安心な道路空間の提供を推進します。
- ・小・中学校は、校舎等建築物の耐震診断や耐震改修を実施するとともに、トイレの改善、段差の解消など、避難所として安全で快適に使用できる施設整備を推進します。
- ・公共公益施設は、老朽化した施設の修繕・建替え等の推進や誰もが利用しやすい施設整備の推進を図るとともに、防災性に優れた避難所としての機能の充実を推進します。
- ・現在指定されている避難場所は、地震発生による津波被害を考慮したものではないため、様々な災害に対応できる新たな防災マップの作成を推進します。
- ・地域全体では、河川の改修等による排水能力の向上や調整池の設置などにより、総合的な洪水及び浸水災害の防止を推進します。また、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などの位置や災害時避難場所などを市民に伝えるため、防災マップの普及・啓発を推進します。

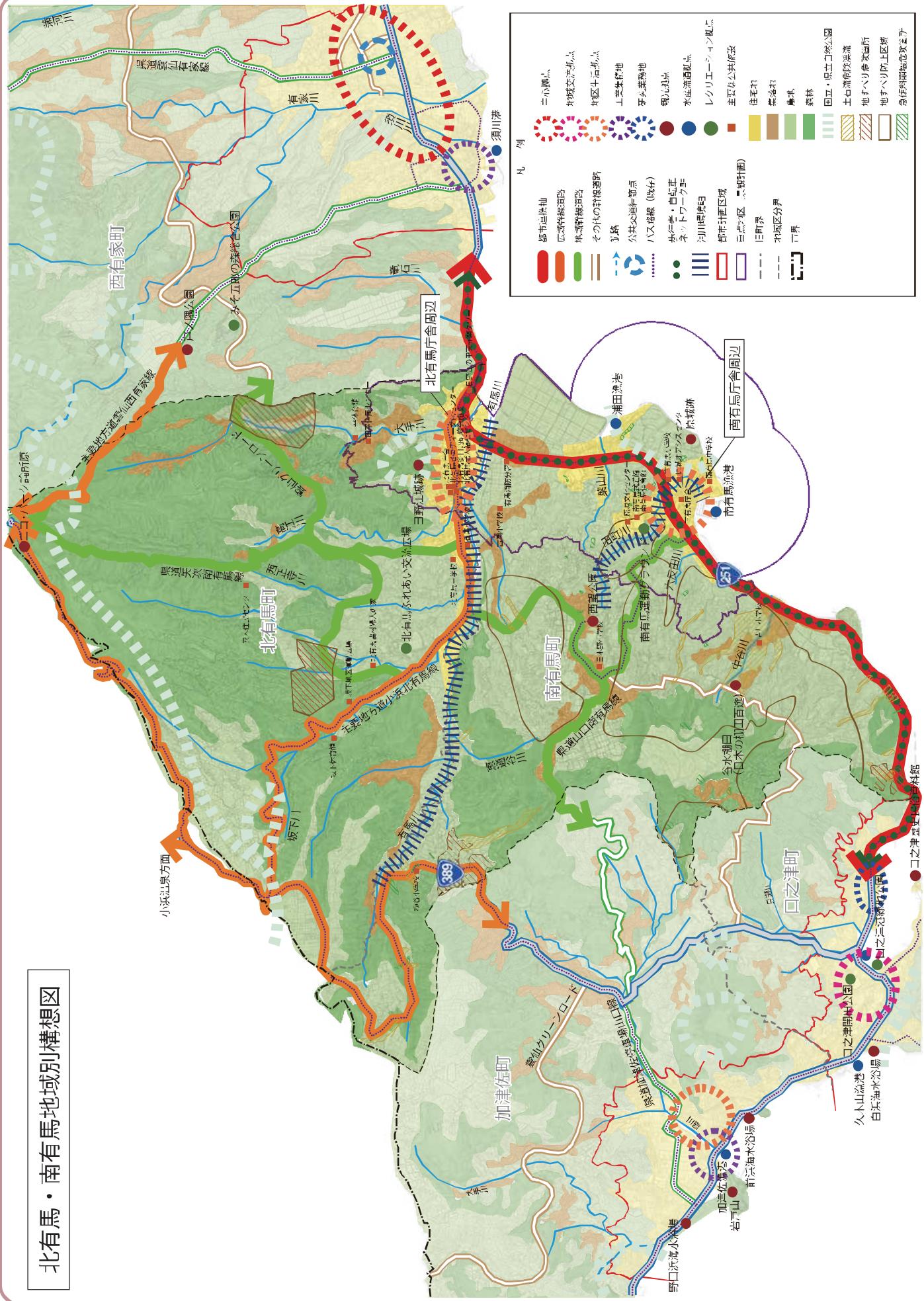
(自然環境形成)

- ・山間地に広がる豊富な緑地は、水源かん養や多様な生物の生息等に資する貴重な自然環境として保全を推進します。また、自然とふれあえる滞在型のグリーンツーリズムやブルーツーリズムにより、観光客や市民の自然体験型レクリエーション空間としての活用を推進します。
- ・雲仙グリーンロード沿いの棚田や山間農地は、農業施策との連携により積極的に保全します。
- ・遊休農地は、市民農園や体験農業の場、新たな農業従事者の育成支援などへの活用、農地としての維持を推進します。

(5) 景観形成の方針

- 本市を代表する歴史的資源である原城跡及び日野江城跡を中心としたエリアを対象に、各城跡からの眺望景観の保全に向けたルールづくりなど、きめ細かい景観形成を進めます。
- 原城跡周辺から日野江城跡周辺までの地域については、景観法に基づく景観計画の運用により、南島原らしい良好な景観形成を推進します。
- 地域の景観を守り育していくためには、市民・事業者・行政の各主体がまちの魅力を共有し、行動していくことが重要であることから、地域住民に対する意識啓発や人材育成の取組みを推進します。
- 地域に埋もれてしまいがちな関連遺産については、環境整備や誘導サインなどの整備を行い、一群のものとして来訪者に体験させるための取組みを進めます。
- 北有馬庁舎周辺や南有馬庁舎周辺の地区生活拠点では、地域の歴史や文化と講和した街並み景観形成に努め、まちに活気と賑わいを生み出す環境整備を進めます。
- 住宅地や集落地においては、歴史資源や自然環境との調和に配慮し、宅地周りの緑化推進を図るなど、潤いを感じられる景観形成を推進します。
- 雲仙普賢岳をはじめとする山や有明海への雄大な眺望景観は、積極的な保全・形成を推進します。
- 雲仙岳裾野に広がる畑作地帯、山間に開かれた段々畑や棚田の農地風景は、その保全を図るため、第1次産業・第3次産業の連携による生産性の確保によって農地の維持・保全を推進します。
- 主要幹線道路沿道は、商業施設の立地が進む主要幹線道路沿道は、建築物や屋外広告物に関するルールの導入により、秩序ある沿道景観の誘導を推進します。
- 地域全体では、沿道景観の向上や都市防災、主要幹線道路の電線類地中化や街路樹等の整備による良好な沿道景観の形成を推進し、主要な観光ルート上における誘導サインの設置、眺望・展望箇所等の整備の充実を進めます。また、道路や河川、公園などにおける市民や事業者の清掃活動等を支援し、協働による身近な景観づくりの活動を推進します。

北有馬・南有馬地域別構想図



5. 口之津・加津佐地域まちづくり方針

5-1 地域特性と地域ニーズ

(1) 地域特性

口之津・加津佐地域は、島原半島の最南端に位置するため、起伏の激しい地形や天草灘の海岸沿いに広がる砂浜など自然景観に恵まれた風光明媚な地域で、内陸には景観に優れた棚田や田園集落が広がり、海岸部には美しい砂浜海岸や緑地が見られます。

鉄道廃線による影響で、交通アクセスに課題の残る地域となりましたが、口之津港周辺には一定の産業集積が見られ、島原半島の南の玄関口として人々が交流する場となっています。

□地域別構想地域区分図



口之津港周辺



田園集落地



天草灘海岸線

5－2 地域別まちづくり方針

(1) 地域づくりの基本理念

口之津・加津佐地域は、島原半島の最南端に位置し、美しい海や砂浜、緑地をはじめとした豊かな自然環境を有する地域であり、南の海の玄関口として人々が交流する港を有します。

海岸沿いには、海水浴場が点在し、岩戸山や早崎半島などの美しい景観を有する地域も多く、年間を通じて観光客が訪れます。

このような豊富な自然環境を維持するとともに、これらを活かした地域づくりを進めため、以下のような基本理念を設定します。

『豊かな自然と美しい景観の宝庫として
多くの観光客でにぎわう風光明媚な地域づくり』

【基本方針】

- 島原半島の南の玄関口として、歴史ある港を活かし、多様な連携・交流を育む拠点を形成します。
- 美しい自然環境と美しい景観を守り、育て、自然と街なみが調和した快適で住みよい街を形成します。
- 農・漁業資源を活かした観光産業の活性化により、にぎわいのある街を形成します。
- 医療や高齢者福祉の充実によって、高齢者にやさしく誰もが安心して暮らせる街を形成します。
- 自然災害に強いまちづくりを進め、安全で快適に生活できる街を形成します。

(2) 土地利用の方針

- ・口之津庁舎周辺に形成する地域交流拠点は、産業活動や地域交流の場として多くの人々が交流する魅力ある拠点を形成します。
- ・加津佐町中心部の地区生活拠点は、市民の日常生活を支えるにぎわいのある近隣商業・業務地の形成を図り、生活サービス機能が充足した拠点を形成します。
- ・野田浜海水浴場から白浜海水浴場までの国道251号沿いは、観光リゾートゾーンとしての活用を図るため、海岸沿いの環境の保全に努めるとともに、住民が豊かな自然とふれあうことのできる場としての空間を形成し、国道沿いでの沿道利用を推進します。
- ・加津佐町の国道251号沿道は、漁港周辺に形成された工業集積と併せて、特産品を使った加工産業や流通産業などの新たな企業立地を目指し、雇用と活力を生む場となる適正な工業集積地を形成します。
- ・口之津海上技術学校周辺は、海洋関連の新たな産業の創出に向け、研究機関や企業等の立地を促進します。
- ・小学校などの統合によって廃校となった公共施設等の跡地については、早急な土地活用を図るために、事前の対策について検討を進めます。
- ・農地と集落が共生する地域（津波見名、六反田名、上宮原名等）は、緑豊かな田園風景と調和した田園集落として、農地との一体的な保全を推進します。
- ・豊かな農産物を育む優良農地は、美しい景観を構成する棚田などを有するため、市街地形成との調和を図りつつ積極的に保全します。
- ・まとまった自然環境（市街地周辺の森林や海岸沿いの里山、県立自然公園など）は、地域風土を育む本市の貴重な財産であり、貴重な自然環境として積極的に保全します。

(3) 都市施設整備の方針

(交通施設)

- ・地域高規格道路は、本地域の観光振興及び産業活動の活性化を図る上で非常に重要な道路となることから、国や県に対する整備の働きかけを推進します。
- ・国道251号は、道路機能の向上を図るとともに、バスなどの公共交通による連絡強化に努め、道路沿道の土地活用を推進します。特に、野田浜海水浴場から白浜海水浴場までの区間は、必要に応じて駐車場や駐輪場などの交通施設の整備を推進します。
- ・国道389号は、雲仙市や島原市との都市間レベルの広域移動を主とした広域幹線道路を形成し、円滑な交通処理を行うための整備を推進します。
- ・雲仙グリーンロード、県道加津佐停車場山口線及び県道山口南有馬線は、住民の日常生活における移動を円滑にするため、道路幅員の確保や歩道整備を推進します。
- ・その他の幹線道路は、地域住民の生活に身近な活道路として、道路幅員の確保や歩道整備を推進します。
- ・まとまった市街地を形成する住宅地内は、産業活動や市民生活の質の向上や、災害時のライフラインを確保するため、道路整備と併せて、情報通信基盤の整備を公民協働で推進します。
- ・漁港集落などの住宅密集地では、居住性の向上を図るために、細街路の拡幅整備を推進します。
- ・都市連携軸や地域幹線道路は、歩道や自転車道の整備により、歩行者空間の確保に努め、高齢者や障がい者、子どもが安心して歩ける道路の整備を推進します。
- ・口之津港は、フェリーやバスなどの運行本数の充実や乗換利便性の向上を働きかけ、駐車場・駐輪場の整備によって公共交通の利用を促進します。
- ・災害時における陸路以外の交通手段が必要となるため、口之津港や各漁港からの海路、主要公共施設でのヘリポート整備による空路確保など、避難経路の整備を推進します。

(公園・緑地等)

- ・観光拠点は、観光・レクリエーション施設の適切な管理と活用により、個性を活かした拠点の魅力向上を推進します。
- ・国道251号沿いの観光リゾートゾーンは、公共空間における緑化や観光客が憩える場所の確保を推進します。
- ・住宅地内では、地域住民の憩いや語らいの場として、身近な公園やポケットパーク、緑道等の整備を推進します。
- ・口之津港緑地公園や口之津開田公園、権田公園は、地域住民の憩いの空間としての施設の充実を図り、防災機能を充実しつつ、アクセス道路の整備や施設の維持管理について地域住民との協力体制を図りながら適正な管理に努めます。
- ・観光拠点やレクリエーション拠点は、歩行者・自転車ネットワーク軸や河川環境軸による連携強化によって、まちの魅力向上を推進します。
- ・歴史民俗資料館周辺（大泊地区）は、歴史文化を学習する場、自然とふれあうことのできる場として市街地形成を推進します。

(河川・下水道等)

- ・堀川や貝瀬川などの住宅地内の河川は、大雨時の浸水被害などの災害防止に努めつつ、治水面にも配慮しながら、歩行者空間の確保や河川環境を整備します。
- ・住宅地・集落地は、住宅地内を中心として快適かつ衛生的な生活環境の保全、公共用水域の水質保全のため、下水道の整備や浄化槽の設置を推進します。

(4) 都市環境・自然環境の方針

(市街地環境形成)

- ・地域交流拠点、地区生活拠点は、地域住民の日常生活の中心となる場として、年間を通した観光ニーズに応えるための都市機能の充実を推進します。さらに、特産品や地場産品を販売するための市場や市内の地域資源をPRする観光案内施設を充実します。
- ・地域交流拠点は、市の玄関口にふさわしい交流広場の整備や交通結節点での交流空間の確保を推進します。
- ・堀川、貝瀬川は、海岸線の美しい水辺環境と市街地とを結ぶ河川環境軸を形成し、自然を活かした安らぎのある居住環境の創出を推進します。
- ・既存の公共施設等は、維持管理の効率化を図るため、長寿命化への取組みを推進します。
- ・近年の地域人口の減少に伴って、空き家が数多く発生している状況にあり、空き家の再生に向けた土地や建物等の利用促進に努めます。
- ・地域全体では、観光マップの作成や観光サインの設置など、観光客にやさしい環境づくりを推進します。また、農産物の販売を目的とする施設の整備や特産品を使った加工産業の発展を推進します。

(安全安心な都市づくり)

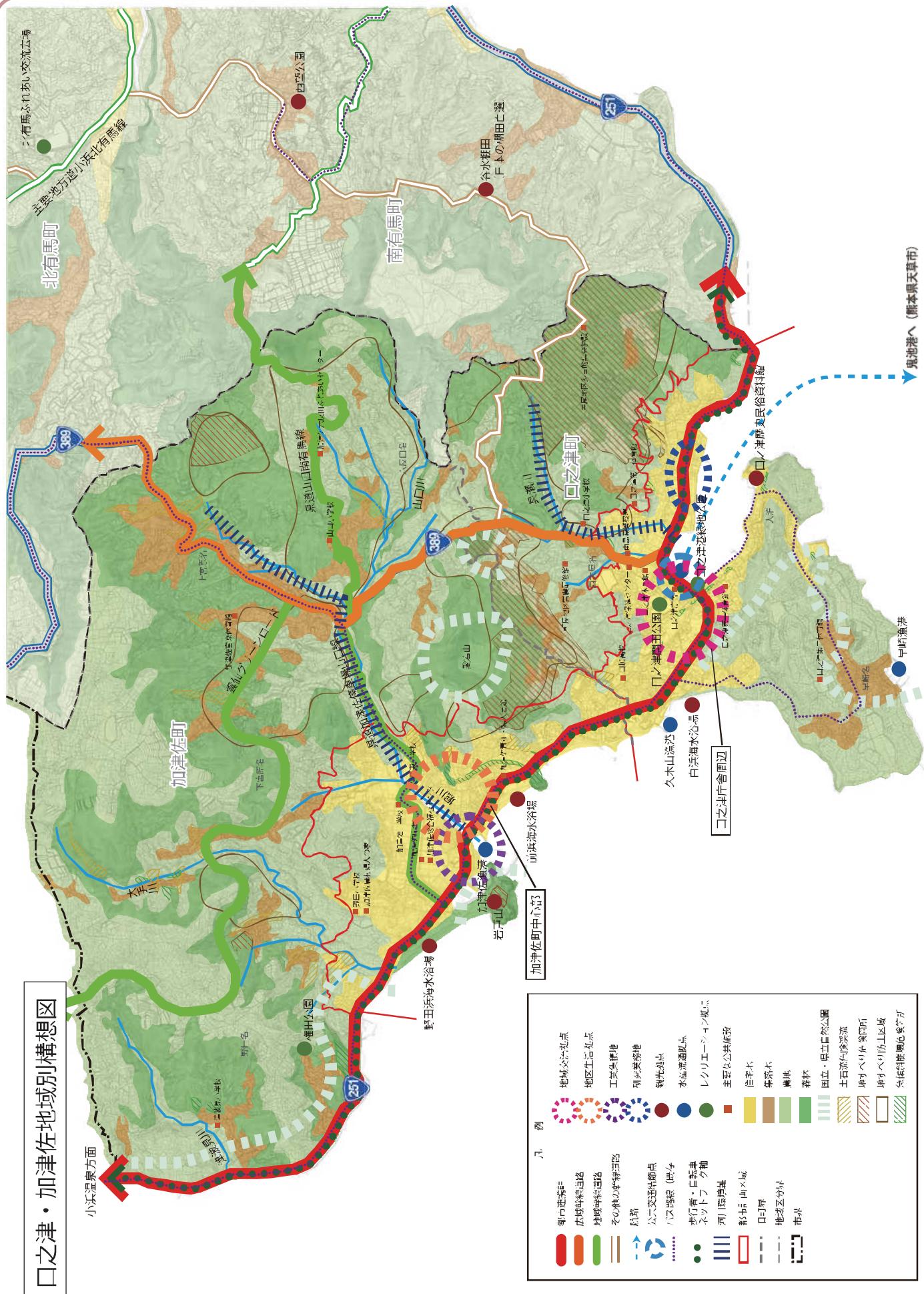
- ・国道251号、国道389号は、かけ崩れや噴火などの自然災害に対応するため、道路の防災性の向上を推進します。
- ・口之津港バス・フェリーターミナルは、老朽化した施設の修繕・建替え等を推進するとともに、ユニバーサルデザインによる誰もが利用しやすい施設整備を推進します。
- ・幹線道路は、災害発生時のライフラインを確保するため、情報通信基盤等の整備を推進し、生活道路は、歩車道の分離、歩道部の段差の解消、自転車通行帯の確保などを進め、交通危険箇所の改善や交通安全施設の整備による安全・安心な道路空間の提供を推進します。
- ・小・中学校は、校舎等建築物の耐震診断や耐震改修を実施するとともに、トイレの改善、段差の解消など、避難所として安全で快適に使用できる施設整備を推進します。
- ・公共公益施設は、老朽化した施設の修繕・建替え等の推進や誰もが利用しやすい施設整備の推進を図るとともに、防災性に優れた避難所としての機能の充実を推進します。
- ・現在指定されている避難場所は、地震発生による津波被害を考慮したものではないため、様々な災害に対応できる新たな防災マップの作成を推進します。
- ・地域全体では、河川の改修等による排水能力の向上や調整池の設置などにより、総合的な洪水及び浸水災害の防止を推進します。また、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などの位置や災害時避難場所などを市民に伝えるため、防災マップの普及・啓発を推進します。

(自然環境形成)

- ・山間地に広がる豊富な緑地は、水源かん養や多様な生物の生息等に資する貴重な自然環境として保全を推進します。また、自然とふれあえる滞在型のグリーンツーリズムやブルーツーリズムにより、観光客や市民の自然体験型レクリエーション空間としての活用を推進します。
- ・雲仙グリーンロード沿いの棚田や山間農地は、農業施策との連携により積極的に保全します。
- ・遊休農地は、市民農園や体験農業の場、新たな農業従事者の育成支援などへの活用、農地としての維持を推進します。
- ・天草灘に連なる砂浜海岸は、水質や景観等の自然環境を保全するとともに、観光拠点や市民のレクリエーション空間として活用します。

(5) 景観形成の方針

- ・天草灘海岸線の砂浜や早崎半島の雄大な自然景観は、本地域の最大の魅力であるため、法的規制によって積極的に保全します。
- ・広大な畑作地帯は、山間に開かれた段々畑や棚田の風景を守るため、第1次産業・第3次産業の連携による生産性の確保によって農地の維持・保全を推進します。
- ・観光拠点は、吉利支丹墓碑やその他の遺跡などに対する環境整備や誘導サインなどの整備を行い、一群のものとして来訪者に体験させるための取組みを推進します。
- ・口之津庁舎周辺は、自然と海と人との調和した港町らしい景観形成を推進します。
- ・野田浜海水浴場から白浜海水浴場までの国道251号沿いは、観光リゾートゾーンにふさわしい沿道建築物の景観形成に向けた取組みを推進します。
- ・商業施設の立地が進む主要幹線道路沿道は、建築物や屋外広告物に関するルールの導入により、秩序ある沿道景観の誘導を推進します。
- ・地域全体では、沿道景観の向上や都市防災、主要幹線道路の電線類地中化や街路樹等の整備による良好な沿道景観の形成を推進し、主要な観光ルート上における誘導サインの設置、眺望・展望箇所等の整備の充実を進めます。また、道路や河川、公園などにおける市民や事業者の清掃活動等を支援し、協働による身近な景観づくりの活動を推進します。



第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 都市計画マスタープランの取組み方針

「都市計画マスタープラン」は、本市が目標とすべき将来像を掲げ、都市計画に関する基本的な方向性を示したものです。

今後は、この将来像の実現に向けて、都市計画マスタープランに位置づけられた内容に従い、具体的な取組みを行っていくこととなります。都市計画マスタープランの実行性を高めていくため、以下のような取組み方針に基づいてまちづくりに取組みます。

(1) 都市計画マスタープランの運用

都市計画マスタープランは、南島原市総合計画や都市計画区域マスタープラン（県計画）をはじめとした上位計画や関連する各種計画を踏まえて、まちづくりの方針を定めています。

今後、この方針に沿って各個別計画の立案や事業実施、都市計画の決定・変更等を行っていきます。

本マスタープランは、都市計画区域外を含めた行政区域全体のまちづくりの方向性を示しています。都市計画マスタープランは、都市計画法に基づくまちづくりの方針であるため、本来であれば都市計画区域に定めるものではありますが、本市が目指す将来像に対する理解と協力を得るためのまちづくり指針として活用します。

(2) 目指すべき将来像の共有と公民協働によるまちづくりの推進

まちづくりの推進には、まちづくり計画や制度に対する住民の理解と協力を得ることが不可欠であり、地域の課題や目指すべき将来像を市民と共有することが大切です。

そのため、パンフレットや広報誌、ホームページなどを活用し、都市計画マスタープランの情報発信、情報提供に努め、市民や各種団体との対話をを行いながら、まちづくりの実現に向けた取組みを進めています。

また、市民や企業、まちづくり団体、行政がそれぞれの役割を認識し、お互いの連携のもとにまちづくりを進める仕組みを構築していきます。

(3) 関係機関との連携・協力

まちづくりは、市庁内の協力体制はもとより、国・県、近隣市町村など関係機関との連携が不可欠となります。そのため、地域高規格道路などの骨格的な道路整備や拠点配置などに関しては、国・県をはじめとする関係機関との連携を密に行い、役割分担や計画調整などについての理解と協力を働きかけていきます。

また、民間が主体となる事業においては、都市計画マスタープランの趣旨に添うよう、適切な指導や誘導を行い、連携・協力によるまちづくりを展開していきます。

(4) 計画の適切な管理と見直し

本市の今後のまちづくりは、この都市計画マスターplanの方針に基づき、各種の制度や事業を活用しながら進めていくこととなります。概ね5年毎に進捗状況の点検や成果の把握を行い、必要に応じて適宜見直しを検討するなど柔軟な対応を図るとともに、計画の中間年次となる概ね10年後に全体計画の見直しを行うものとします。

2. 重点プロジェクトの推進

本市の将来都市像を実現に導くためには、市の根幹となる施策を重点的に進めていく必要があります。ここでは、本市に必要とされる5つの重点施策を取り上げ、施策の実現に向けた取組みを進めます。

(1) 地域高規格道路の整備推進

本市は、長崎県でも秀でた農産物の生産地域であり、又世界遺産登録を目指す日野江城跡、原城跡をはじめ多くの歴史的資源や観光資源を有しているながら、高速道路のネットワークが未整備のため、その資源を十分に利活用できない状況にあります。地理的条件に恵まれない半島地域の振興、活性化はもとより、災害時における避難、救助活動を支え、加えて緊急医療体制を支援し、地域住民の生活の安全を担う「命の道」とも言うべき「地域高規格道路の整備推進」を重点施策に掲げ、国や県への働きかけを積極的に行ない、その実現化を目指します。

(2) 各種拠点の形成と魅力向上

中心拠点をはじめとする各種拠点については、それぞれの拠点が担うべき役割と機能を備えた拠点の形成に努め、拠点間のアクセス向上や地域特性を活かした魅力向上を図ることで、魅力ある多核分散型ネットワーク都市を構築していく必要があります。中心拠点や地域交流拠点、生活拠点等の市民生活との結びつきが強い拠点は、それぞれの役割に応じた都市機能の充実によって拠点の魅力向上を図ります。また、工業集積地や研究業務地、観光拠点などの産業拠点については企業活動に適した拠点形成を図ります。

このように市内に点在する拠点の機能を特化させるため、「各種拠点の形成と魅力向上」を重点施策に掲げ、拠点形成に向けた条件整備や各関係機関との協議を進めます。

(3) 災害に強いまちづくりの推進

本市では、雲仙普賢岳の噴火も記憶に新しく、台風等による土砂災害や浸水被害等も発生し、防災に対する市民意識が高い状況にあり、東日本大震災による津波被害への不安も高まっています。このため、雲仙普賢岳周辺の噴火災害への対応、土砂災害や浸水被害が発生する可能性のある個所での道路や河川の防災機能の強化、市民の防災意識の啓発などについて積極的に行っていく必要があります。このような災害に対する事前の対策を図るため、「災害に強いまちづくりの推進」を重点施策に掲げ、安全性に優れたまちの実現を目指します。

(4) 世界遺産登録などによる地域の魅力PR活動の推進

本市は、島原半島の歴史を物語る舞台となった場所として、様々な歴史的資源や観光資源を数多く有し、歴史と文化に育まれた誇り高きまちです。このような地域の個性と魅力を日本のみならず世界に対しても情報発信することで、地域の観光振興や産業振興に繋げる必要があります。このような地域の魅力をPRしていくため、「世界遺産登録などによる地域の魅力PR活動の推進」を重点施策に掲げ、世界遺産登録をはじめとした地域の魅力をPRする取組みを進めます。

(4) 美しい風土を守り生かすための景観形成の推進

市の風景や資源は、本市のこれから発展と魅力向上を図る上で、非常に重要な要素となります。特に、世界遺産登録を目指すためには、景観面に配慮した地域ぐるみでのまちづくりの取組みが必要不可欠であることから、「美しい風土を守り生かすための景観形成の推進」を重点施策に掲げ、景観形成に向けた取組みを進めます。

3. 都市づくりの役割分担

本マスタープランに掲げる将来像や方針を実現していくためには、市民、まちづくり団体・NPO、企業等と行政が目標を共有し、各自が適切な役割分担のもとに協力し合う「協働」による都市づくりを推進していくことが重要です。

したがって、行政だけの取組みにとどまらず、市民や企業、まちづくり団体等がそれぞれの役割に応じた取組みに努め、一体となった都市づくりを進めていく必要があります。

(1) 市民の役割

市民は、行政が進める都市づくりに対する理解や協力にとどまらず、生活の場である地域活動への参加をはじめ、地区計画など都市づくりに関するルールづくりとその遵守等により、地域環境の保全及び改善に主体的に関わっていくことが大切です。

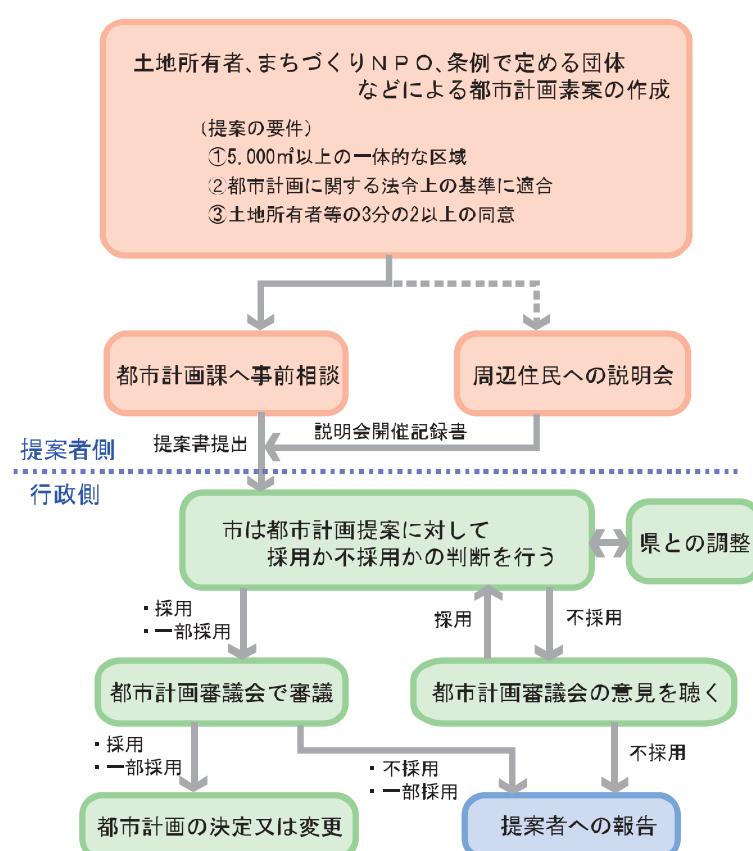
また、協働による都市づくりの推進に向けて、都市計画マスター プランをはじめとする各種行政計画への意見やアイデアの提供、都市計画の提案制度(※1)などの活用により主体的に都市づくりに関わっていくことが期待されます。

都市計画区域外については、これから都市計画区域の拡大や再編などの検討を行っていく可能性もあることから、将来に向けた本市のまちづくりの方向を十分に理解した上で、検討を進めていただく必要があります。

※1 都市計画の提案制度

平成14年の都市計画法の改正により、土地所有者やまちづくりNPO等による都市計画の提案制度が創設されました。

この制度は、土地所有者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の3分の2以上の同意等一定の条件を満たした場合に都市計画の提案をすることができる制度です。



(2) まちづくり団体・NPOの役割

まちづくり団体・NPOは、営利を目的としない自発的・自主的な活動を軸とすることにより、企業や行政では行うことができない分野及び内容の活動を行い、多様な組織体制のもと、まちづくりの推進、環境の保全、地域の安全活動等、多方面にわたっての活動を展開しています。

今後も、これらの団体の役割は重要性を増していくことが考えられ、それぞれの活動を通してまちづくりに貢献していくことが期待されます。

(3) 企業等の役割

企業は、事業活動等を通して地域の産業や経済の発展に貢献するとともに、必要な情報を積極的に公開し、地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築することが重要です。

また、専門的な知識や技術の活用及び所有する土地や施設の活用等を通じ、地域の一員として、行政や市民が進めるまちづくり活動への積極的な参加・協力が期待されます。

教育・研究機関に対しては、専門知識や人材等を活用し、都市づくりに関する調査・研究、市民や行政等への助言、まちづくり活動への協力等を行うことが求められます。

(4) 市（行政）の役割

市は、都市計画マスター プランに位置づけられた方針に基づき、都市計画の決定や変更、地域地区等の指定や見直し、道路や公園等の都市基盤の整備の実施等、行政でなければできない都市づくりを担います。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民主体のまちづくり活動の支援及び市民参加の仕組みづくり等の構築により、協働による都市づくりを推進します。

■都市づくりの役割分担イメージ

